

本日の議論の進め方・論点について

令和6年11月
環境省

化学物質と環境に関する政策対話の概要

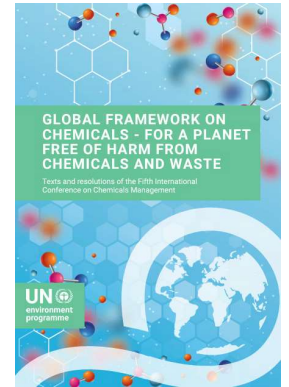
- SAICM* 国内実施計策定にあたり、化学物質の環境リスクに関する情報の共有及び相互理解を促進する場として、平成13年度から平成22年度まで26回にわたり開催してきた「**化学物質と環境円卓会議**」（以下、「**円卓会議**」という。）を発展的に解消し、関係者が意見交換、合意形成を行う場として、平成24年3月に設置。

***SAICM** : **S**trategic **A**pproach to **I**nternational **C**hemicals **M**anagement（国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ）

- 化学物質対策全体を見渡したときに、特に対応が必要な事項について優先して議論を行うとの観点から、**参加メンバーから提起される議題等について意見交換**を行い、化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けた政策提言を目指す（当初、SAICM関係省庁連絡会議の下部組織として設置された会合ではあるが、**SAICM国内実施計画に直接関連する内容に限定せず**、議題を設定）
- **学識経験者、市民団体・NGO、労働団体、産業界、行政からなるメンバー**において、平成24年以降、現在までに19回を開催（1年に1～2回ペースで開催）。
- 昨年度は、SAICMの後継の枠組みであるGFC（化学物質に関するグローバル枠組み）が採択されたことから、**GFC国内実施計画策定を見据えた議論**を行った。

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）について

- 2023年9月に開催された第5回国際化学物質管理会議（ICCM5）で採択された、2020年以降の化学物質・廃棄物の適正管理に関する国際枠組み。2006年に策定された「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）」の後継となる。
- マルチ・セクター（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）におけるマルチ・ステークホルダー（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）による、製造から製品への使用等を経て廃棄までライフサイクルを通じた化学物質管理の自主的な枠組み。



GFCの目的

環境と人の健康を保護するために、化学物質と廃棄物の有害な影響を防止、又はそれが実行可能ではない場合は最小化すること

- 三大危機（気候変動、生物多様性の損失、汚染）に対応するための連携と調整を強化
- 持続可能な化学への移行を促進
- より安全で持続可能な製品に関するイノベーションを促進
- GFCは2030年アジェンダ（SDGs）の達成にも貢献

GFCの概要

- 5つの戦略目的とそれを実現するための28の個別ターゲットを設定。
 - A：法的枠組み等の整備
 - B：情報共有
 - C：懸念事項
 - D：革新的取組
 - E：意思決定
- 実施に当たってのメカニズム、懸念課題の特定、能力形成方法を設定。
- 資金確保に関する統合アプローチ（化学物質管理の主流化、民間部門の関与、基金の活用）をハイライト。
- 透明性があり利用しやすいオンラインツールを導入した進捗報告・開示や進捗を適切に把握するための測定枠組みを設置。

- 国際的には、アジア・太平洋地域フォーカルポイントとなり、また、進捗管理指標策定を共同議長としてリード
- 国内では、GFC関係省庁連絡会議を2024年4月に立ち上げてGFC国内実施計画の策定を進めており、GFCに基づく化学物質&有害廃棄物管理の推進中

GFCにおける5つの戦略的目標と28のターゲット

戦略目標	ターゲット内容	
戦略的目標A (法的枠組み・組織的メカニズム・能力の実装)	A1	政府は、2030年までに法的枠組みを採択・実施・執行し、適切な組織能力を構築
	A2	政府間組織は、2030年までに化学物質・廃棄物戦略の効果的な実施のため、ガイドラインを策定
	A3	企業は、2030年までに化学物質の悪影響を特定・防止・最小化するための措置を実施
	A4	関係主体は、2030年までに化学物質と廃棄物の違法貿易・取引を効果的に防止
	A5	政府は、2030年までに、その国の国際的な義務に沿って、国内で禁止されている化学物質の輸出対応に向けて取組む
	A6	全ての国は、2030年までに不可欠な能力を備えたポイズンセンターへのアクセスを有する
	A7	関係主体は、2035年までにリスクが管理されている場合等を除き、農業で有害性の高い農薬の段階的廃止措置を講じ、代替への移行等を促進
戦略的目標B (知識・データ・情報の生成・公開・アクセス)	B1	2035年までに化学物質の特性に関する包括的なデータ・情報が生成され、利用・アクセス可能となっている
	B2	関係主体は、2030年までにバリューチェーンにわたり、素材・製品中の化学物質に関する情報を可能な限り利用可能に
	B3	関係主体は、2035年までに化学物質の製造や化学物質・廃棄物排出・放出データを生成・公開
	B4	関係主体は、2035年までに有害・リスク評価や廃棄物管理の指針、最良の慣行、標準化ツールを適用
	B5	2030年までに化学物質の安全性・持続性・安全な代替・便益に関する教育、研修、意識啓発プログラムを策定・実施
	B6	全ての政府は、2030年までに適宜各国の状況に応じて、全ての関連部門においてGHSを実施
	B7	関係主体は、2030年までに人体中濃度、ばく露源、生物相や環境の監視データ・情報を可能な限り生成・公開

GFCにおける5つの戦略的目標と28のターゲット

戦略目標	ターゲット内容	
戦略的目的C (懸念課題の特定・対応)	C1	特定された懸念課題についてタイムラインを含むプロセス・作業プログラムを策定・採択・実施
戦略的目的D (製品チェーンでの安全な代替と革新的・持続可能な解決策の実装)	D1	企業は、2030年までに持続可能な化学と資源効率性の進展に向けて一貫して投資し、革新を達成
	D2	政府は 、2035年までに安全な代替や持続可能なアプローチを使用する生産を奨励する政策を実施
	D3	民間部門は、2030年までに財政方針やビジネスモデルに適正管理の実施戦略等を統合し、国際的報告基準等を適用
	D4	関係主体は、2030年までに研究や革新プログラムにおいて持続可能な解決策や安全な代替を優先
	D5	政府は 、2030年までにより安全でより持続可能な農業の慣行を支援するための政策やプログラムを実施
	D6	2030年までに主要産業・経済部門において化学物質と廃棄物戦略が策定・実施される
	D7	関係主体は、2030年までにサプライチェーンにわたり、効果的な労働安全衛生慣行及び環境保護措置を実施
戦略的目的E (リソース動員・パートナーシップ・協力・能力形成の増強等)	E1	政府は 、2035年までに部門計画、予算、開発計画、開発援助政策等において化学物質と廃棄物分野を主流化
	E2	2030年までに関係部門・主体におけるパートナーシップやネットワークを強化
	E3	全ての部門で、適正管理に必要な全てのソースからの資金を特定、動員
	E4	適正管理の実施のための資金ギャップが特定され、能力形成のために検討
	E5	政府は 、2030年までに適正管理に関する費用を内部化する政策を実装するための措置を講じる
	E6	関係主体は、2030年までにその他環境・保健・労働政策とのシナジーや関係性を適宜特定し、強化

(参考) 第六次環境基本計画での化学物質管理政策

24年5月に閣議決定した「第六次環境基本計画」における化学物質管理に関する政策は、GFCの5つの戦略的目的の達成に寄与するものとして、GFCの内容に沿った構成・内容として策定

<p>ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築 GFCの戦略的目標A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 化学物質審査規制法に基づく一般化学物質等のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価 ● 新たな評価手法（NAMs）の研究開発推進、各法令・制度における適切な活用方針の検討 ● PRTR制度及びSDS制度の見直し及び適切な運用 ● 水俣条約等に基づく包括的な水銀対策の着実な推進 ● 農薬登録制度における生態影響評価の充実 ● ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策の推進 ● 事故等に関し、有害物質に関する情報共有や監視・拡散防止等を行うための施策推進
<p>情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され、利用が可能となりアクセスできる状態の確保 GFCの戦略的目標B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「化学物質と環境に関する政策対話」等を通じたパートナーシップ、あらゆる主体への人材育成及び環境教育等 ● PRTR制度により得られる排出・移動量等のデータを引き続き公表すること等により、リスク評価等への活用を進める ● 関係府省との連携をとりつつGHS分類を実施 ● 化学物質アドバイザー制度の活用促進 ● 化学物質の製造から廃棄までのライフサイクル全体を考慮したリスク評価を可能とする手法の調査検討・実用化 ● リスク評価の結果に基づき、ライフサイクルの各段階でのリスク管理方法について整合性を確保、見直し検討 ● 各種モニタリング等の効率的な利用
<p>懸念課題への対応 GFCの戦略的目標C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● エコチル調査により、PFASの健康影響に関する知見の収集 ● 内分泌攪乱作用の用いるべき試験方法確立 ● 複合影響評価についての知見収集及び試行的評価の実施 ● OECD等の取組に積極参加し、ナノ材料に関する知見収集。アドバンスドマテリアル等の新たな懸念物質群の知見充実 ● 環境庁に存在する医薬品等、薬剤耐性に関する知見充実 ● プラスチック添加剤などの汚染への適切な対応
<p>製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策の整備を通じた環境リスクの予防・最小化 GFCの戦略的目標D</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境配慮設計の促進、より環境に配慮した化学物質への代替促進 ● 評価指標の設定などの枠組み構築
<p>効果的な資源動員、パートナーシップ、協力、キャパシティビルディング及び関連する意思決定プロセスへの統合を通じた実施の強化 GFCの戦略的目標E</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「化学物質と環境に関する政策対話」等を通じたパートナーシップ、あらゆる主体への人材育成及び環境教育等 ● 我が国の化学物質管理に関する経験等の共有を含めた対応を継続推進 ● 特に、アジア地域における、化学物質の適正管理の推進、制度・手法の調和及び協力体制の構築 ● 子どもの健康への化学物質の影響の解明にかかる国際協力の推進

GFC国内実施計画策定に向けて

実施計画は、今後GFC関係省庁連絡会議において策定される。GFCにおいては、**多様な分野、多様な主体の参加が強く推奨されていることから**、その実施計画の策定過程では、**政策対話等を用いた各主体ステークホルダーとの意見集約を行うとともに**、案を公表して国民からの意見聴取を行うなど、幅広い主体の関与を得ながら進めていく。

会議体・意見聴取手段	構成・意見聴取先	役割・意見聴取内容
GFC関係省庁連絡会議	事務局：環境省 その他、関係省庁で構成	・GFC国内実施計画の策定 ・GFC国内実施の進捗管理 ・GFC国内実施結果のとりまとめ 等
化学物質と環境に関する政策対話	市民団体、産業界、学术界、地方公共団体等の各関連主体で構成	・計画に盛り込むべき取組等 ・計画に基づき実施された取組状況 等
個別ヒアリング等	市民団体、産業界、学术界、地方公共団体等の各関連主体	・計画に盛り込むべき取組等 ・計画に基づき実施された取組状況 等
パブリックコメント	広く国民全般	・GFC国内実施計画案 ・GFC国内実施結果とりまとめ案 等

R6：計画案策定

R7：計画の公表・臨時公開作業部会（OEWG）へ報告

R8：第一回GFC国際会議への計画報告・国内実施

本年度の政策対話の進め方について

本年度政策対話は、11月と2月の年2回開催する（公開/ハイブリット開催）

第20回政策対話テーマ （11月12日開催）

- これまでの各主体の取組紹介等を基に、各主体の取組を具体的な成果物としてとりまとめる（資料3ご参照）
- 第19回にて要望のあった懸念課題について、事前アンケートで得られた情報を基に議論を深める。

第21回政策対話テーマ （2月7日予定）

- GFC国内実施計画案自体はとりまとめが進んでいる見込みであり、国内実施を充実させるための分野連携的なテーマを掘り下げる予定。